相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡東吾妻町大字松谷一一七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　定和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号　相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東村山市栄町二丁目二五番地一七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　赤石　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区下落合一丁目二四七番地、最後の住所東京都小平市中島町九番二一号　被相続人　亡　境野　ひさ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市山出七三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　稲垣仁一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

三重県名張市平尾三二一三番地五　賛急屋ビル三階　桔梗総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中谷　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区西七条南東野町九六番地、最後の住所京都府宇治市白川鍋倉山一四番地の一　京都ゆうゆうの里六棟七〇七号　被相続人　亡　阪本　恭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所　相続財産管理人　戸田　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区福島五丁目四一番地、最後の住所大阪府大阪市福島区福島四丁目六番二―六〇八号　被相続人　亡　石塚　悦三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

大阪府大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階　相続財産管理人弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市慈恩寺町元二四番地一、最後の住所大阪府堺市中区伏尾二三〇番地フロイデンハイム四二〇号　被相続人　亡　西谷ハツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

大阪府堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市伊丹四九二番地、最後の住所兵庫県川西市栄根二丁目九番一号　被相続人　亡　池本　笑子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

兵庫県川西市小戸二丁目六番一一号　相続財産管理人　田原　一暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県養父市八鹿町八鹿五一四番地八、最後の住所兵庫県養父市上野一〇六〇番地　被相続人　亡　吉谷　通雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

神戸市中央区京町八〇番クリエイト神戸九階　相続財産管理人　弁護士　小野　法隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区加納町二丁目一八番地五四、最後の住所神戸市北区唐櫃台三丁目二五番一〇六号　被相続人　亡　大澤　輝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

神戸市中央区小野柄通六丁目一番五号　福興緑ビル三階　相続財産管理人　姥　圭太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市大生院一八五七番地一、最後の住所愛媛県新居浜市大生院一八五七番地の一　被相続人　亡　加藤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十五日

事務所愛媛県今治市南宝来町二丁目三番地七弁護士法人しまなみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　市川　聡毅

第40期決算公告

平成24年9月20日
栃木県宇都宮市城南二丁目4番11号
株式会社石橋商事
代表取締役　冨　隆史

貸借対照表の要旨
（平成24年6月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	380
	固定資産	18
	合計	398
負債及び純資産の部	流動負債	196
	株主資本	202
	資本金	10
	利益剰余金	192
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	189
	（うち当期純利益）	(6)
	合計	398

第11期決算公告

平成24年9月20日
仙台市若林区卸町三丁目2番2号
東北ヒノデサービス販売株式会社
代表取締役　冨　隆史

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	396
	固定資産	19
	合計	415
負債及び純資産の部	流動負債	375
	株主資本	40
	資本金	20
	資本剰余金	14
	資本準備金	5
	その他資本剰余金	9
	利益剰余金	5
	その他利益剰余金	5
	（うち当期純利益）	(5)
	合計	415

第10期決算公告　平成24年9月27日
北海道函館市西桔梗町246番地27
株式会社クロダリサイクル
代表取締役　佐野　邦光

貸借対照表の要旨
（平成24年6月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	956,064
	固定資産	1,158,682
	合計	2,114,747
負債及び純資産の部	流動負債	426,652
	固定負債	408,892
	株主資本	1,279,202
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,239,202
	利益準備金	13,600
	その他利益剰余金	1,225,602
	（うち当期純利益）	(△129,743)
	合計	2,114,747